

ニュースレタービジネスエディションのお知らせ

2023年 秋冬号



久留米市石橋文化センターの噴水

美しく風に舞う木の葉に秋の深まりを感じるこのごろですが、お変わりなくお過ごしでしょうか。さて、日々様々な業種の経営者様とお話しさせて頂く中で、「人手不足」という言葉を頻繁にお聴きするようになりました。少子高齢化の影響が最も大きいのですが、職場の就労・産業などの大きな構造変化から、雇用のミスマッチが生じていることも原因です。厚生労働省のデータ「労働経済動向調査」によれば、「医療・福祉」「建設業」「運輸業・郵便業」の3業種では特に人手不足が強い一方で、事務職などは人材の余剰が発生しています。企業側の今後の対策として、女性やシニア層が働きやすい環境整備や兼業・副業の許可を進めたり、業務のアウトソーシングやDX化で更に効率的に生産性を向上させながら、人手不足を解消することが重要な課題とされています。

適切な費用計上と節税の一例

法人税は所得額によって正しく申告・納付の義務がありますが、適切に費用を計上することで、利益を効率的に残すことが可能です。節税方法は様々ありますが、今回は特に効果的な10種類をお知らせいたします。

①役員報酬を増やす

事前確定届出給与の利用

②中古車を購入する

例：普通乗用車の場合、4年落ちで100%の減価償却が可能

③経営者の自宅を社宅にする

賃貸の場合、家賃の一定額を損金計上

④中小企業倒産防止共済(セーフティ共済)に加入する

毎月の掛け金を全額損金計上

⑤福利厚生を充実する

社員旅行・健康診断・保険の法人契約など

⑥青色欠損金の繰越控除

青色申告法人において、欠損金を翌事業年度以降、10年間にわたり繰越をみとめる制度

⑦古い在庫を処分する

売却損・廃棄損・評価損など原価との差を損金計上

⑧固定資産の実地調査による廃棄漏れの確認

今期内に締め日、支払日が来期の社員の給与・賞与。固定資産税の通知があった時点で未払費用として計上

⑨30万円未満の減価償却費を一括で計上する

⑩企業型確定拠出年金を活用する

毎月拠出する掛け金は、会社負担の社会保険料がかからない 全額損金計上



経営者の高齢化が進む時代に求められる生命保険

ニュースレター編集長の名越(ナゴヤ)です。

法務会計事務所と生損保の保険代理店である弊社では、経営者様が思い描く理想を叶える道具として、法人生命保険の活用をご提案させて頂いております。生命保険は融資の連帯保証対策、退職金の積立、福利厚生、相続の対策として企業の資産防衛にも有効で、前ページに記載の通り、適正ならば一部を損金として計上することが可能です。



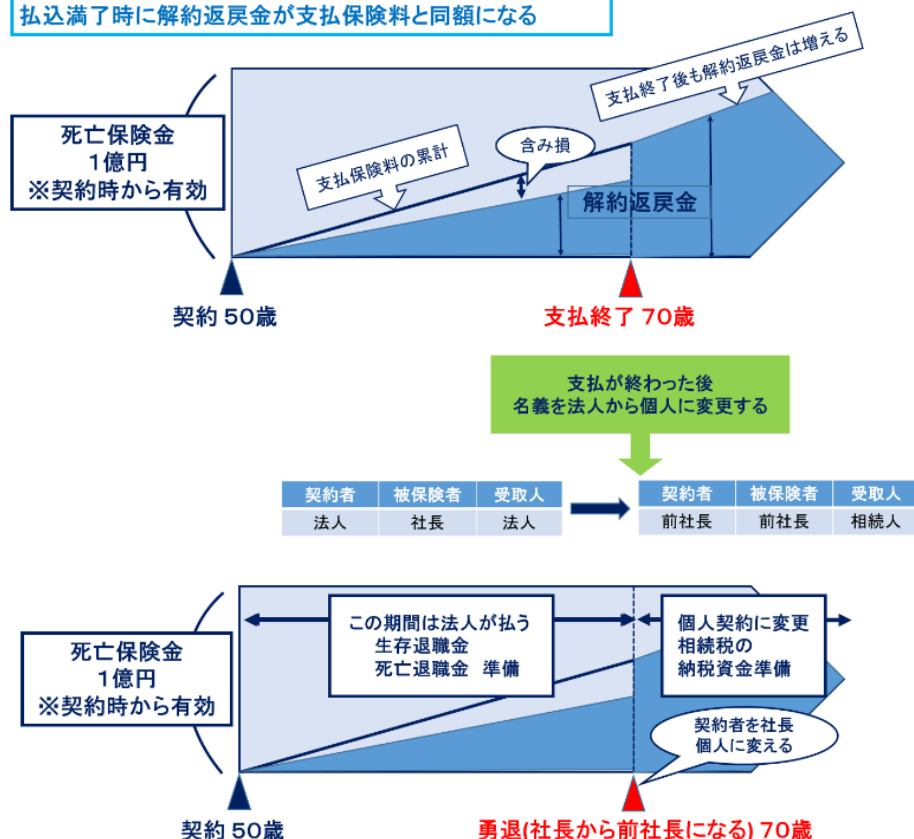
過去には、過度に節税効果を狙った保険販売(例：支払保険料の8割が解約返戻金、全額損金計上など)が過熱していましたが、国税庁が2019年2月に規制を発表し、それまで「節税保険」と呼ばれた商品は実質、販売停止になりました。現在では、会社を守るための保障など保険本来の価値が求められています。さて、日本の中小企業経営者の平均年齢が66歳となり、経営者の相続は大きな社会問題です。現社長が在籍中に突然死亡された場合、その直後から始まる自社株相続、社内外からの求心力の低下、社員や顧客が離れによる売上げ減少や、退職金請求対策、金融機関からの融資の与信低下など、あらゆる深刻な問題が発生します。どの問題の為なのかによって、それぞれ選択する商品や設計は変わりますが、下図は、相続を視野に入れた法人契約の終身保険の活用事例です。この場合、支払保険料は全額資産計上となります。支払いが終わる時に法人から個人に名義を変更し、保険を退職金として現物支給する計画をご提案し、心配している相続の問題を解決できると判断されてお申込み頂きました。

終身保険 (低解約型タイプ)

※イメージ図

この保険の特徴

契約時から払込期間中は解約返戻金が低く設定されていて
払込満了時に解約返戻金が支払保険料と同額になる



相続を視野に入れた、終身保険の活用。現在50歳の経営者。在籍期間中は死亡退職金として、勇退後は遺族が相続税を負担するために、終身で1億円の死亡保障が必要という意向。

70歳で引退予定。それまでは、法人で契約、保険の支払いが終わる勇退時に、**会社から個人に名義を変更し、保険を退職金として現物を受け取る。**解約返戻金額を退職所得として、算出された税額を控除する。

株式会社レベリス

福岡県久留米市野中町1054-1-501

TEL: 090-7479-7814

Email info@revelis.jp

HP <https://www.revelis.jp/>

お問合せはこちらから➡

